

三重県公報

令和6年1月19日(金)

号 外

目	次
---	---

(番号) (題 名) (担当) (頁)

告 示

41 富山県及び石川県における三重県県税条例の規定による県税の申告等の期限 (税務企画課) 1 の延長

告 示

三重県告示第 41 号

三重県県税条例(昭和 25 年三重県条例第 37 号。以下「条例」といいます。)第 11 条第 1 項の規定により、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)、条例又は三重県産業廃棄物税条例(平成 13 年三重県条例第 51 号)に定める申告、申請、請求、届出その他書類の提出(審査請求に関するものを除きます。)、納付又は納入に関する期限のうち、次の表に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るもので、その期限が令和 6年 1 月 1 日以降に到来するものについては、自動車税環境性能割、自動車税種別割(条例第 137 条の 6 に規定する賦課期日後に納税義務が発生したものに限る。)、狩猟税及び地方税法附則第 29 条の 9 の規定により県が賦課徴収する軽自動車税環境性能割に関するものを除き、その期限を別に告示で定める期日まで延長します。

令和6年1月19日

三重県知事 一 見 勝 之

指 定 地 域

富山県、石川県

発行 **三 重 県**

三重県津市栄町1丁目891 三重県総務部法務・文書課 電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 https://www.pref.mie.lg.jp/